

社会保険労務士

## ALLたま社労士事務所便り



連絡先：〒277-0832  
柏市北柏3-5-4日暮ビル6F  
電話：04-7164-1283  
FAX：04-7164-1284  
e-mail：[tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp](mailto:tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp)  
URL：<http://www.tama-office.com/>

### 厚生労働省が労働法令違反による 送検企業名をHPで公表

#### ◆全国の労働局の送検企業を一覧で公表

厚生労働省は5月上旬、長時間労働や賃金不払い、労災につながる安全配慮義務違反などの労働関係法令に違反した疑いで書類送検した企業名を、同省ホームページ(HP)に掲載しました。

掲載されたのは334件で、全国の労働局が昨年10月以降に書類送検した企業・事業所名、所在地、公表日、違反した法律、事案概要などを県別に並べたものです。

各労働局の発表内容を一覧表にまとめて公表したのは初めてのことです。

#### ◆安衛法違反の事例が最多

公表されたリストの内訳をみると、企業が安全対策を怠った労働安全衛生法違反が209件で最も多く、次いで賃金未払いなど最低賃金法違反が62件、違法な長時間労働をさせるなどした労働基準法違反が60件、労働者派遣法違反19件などとなっています。

労働基準法違反では、女性社員が過労自殺した電通や、社員に違法な残業をさせた疑いで書類送検されたパナソニック、労災事故を報告しなかった疑いで書類送検された日本郵便などの大企業も含まれています。

また、他にも三六協定で定めた時間を超える違法な残業をさせた疑いで、印刷会社や運送会社などが書類送検されています。

同じ会社が複数回書類送検されたケースもあり、地域別では最も多かったのが愛知労働局の

28件、次いで大阪労働局の20件、福岡労働局の19件となっています。

#### ◆一覧は毎月公表、掲載期間は1年

厚生労働省は各労働局に対し、企業を書類送検したら公表するよう通達していますが、これまでは報道機関に資料を配布するだけの労働局が大半で、企業名をHPで公表する労働局は大阪や岩手など7局だけでした。

今回の公表は、昨年末に発表した「『過労死等ゼロ』緊急対策」の一環で、同省は「一覧表にすることで社会に警鐘を鳴らす狙いがある」としています。

なお、今後は月に一度内容を更新する方針とのことであり、公表期間は書類送検した日から約1年ですが、期間中に違法状態を改善した企業名はホームページから削除されるそうです。

### 開始から12年！

#### 「クールビズ調査」の結果から

#### ◆開始から12年の「クールビズ」

環境省が2005年の夏から推し進めてきた「クールビズ」ですが、今年も環境省が推奨している実施期間は昨年と同様、5月1日～9月30日となっており、すでに各企業でも取り組みが始まっているようです。

この「クールビズ」は、開始から12年が経ち、夏になると対応した着こなしが提案されたりするなど、社会的に浸透している取り組みとなっています。

#### ◆認知度は9割超 実施率は約6割

一般財団法人日本気象協会が、天気予報専

門メディア「tenki.jp」内の『tenki.jp ラボ』で 20代から 50 代までの会社員(男女計 400 名)を対象に実施した「クールビズに関するアンケート調査」によると、「クールビズを知っている」と答えた人は 98.3%に上ったそうです。

ほぼ全員が知っていると言える数字ですが、一方で、クールビズを「実施したことがある」と答えた割合は 61.5%と、認知度と実施率にはギャップのある結果となっています。

#### ◆「関東・甲信地方」では実施率が高い

上記の調査では地方別の実施率も示されており、最も実施率が高い地方は「関東・甲信」で、75.0%という結果となっています。以下、「中国」「沖縄」(いずれも 70.0%)と続いており、逆に最も実施率が低い地方は「東北」で 52.5%となっています。また、「九州」も 55.0%と低くなっています。

これらの結果を見ると、単純に屋外の気温や湿度の関係だけによって実施率が左右されるわけではないことがわかります。

#### ◆働きやすい職場環境を保つことが重要

環境省では「室温 28 度」で快適に過ごせる取組みを推奨していますが、中には「28 度では不快なのではないか?」という意見も出ているようです。

同省は、推奨している室温 28 度という設定温度は「空調の設定温度」ではなく、あくまで「室温」であるとしていますが、冷房の設定温度を 28 度とすると不快な暑さを感じる場合もあるかもしれませんので、「午後は西日が当たりやすい」「オフィス機器が熱源となっている」など、職場の環境によって冷房の設定温度は調整が必要になるでしょう。

職場の状況に合わせて快適な職場環境を保ち、暑い夏を乗り切りたいものです。

### 7 月の税務と労務の手続提出期限 【提出先・納付先】

10 日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限[年金事務所または健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納

付[郵便局または銀行]

- 特例による源泉徴収税額の納付 <1月～6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出[公共職業安定所] <前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険一括有期事業開始届の提出[労働基準監督署] <前月以降に一括有期事業を開始している場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 <年度更新> [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付 <延納第1期分> [郵便局または銀行]

18 日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 <6月30日の現況> の提出[税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]

31 日

- 所得税予定納税額の納付 <第1期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出[労働基準監督署] <休業4日未満、4月～6月分>
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

#### 当事務所よりひと言

いつも大変お世話になっております。

7月は社会保険の1年に一度の算定基礎届提出の時期になります。

最近では年金事務所の調査が頻繁になり、この時期に合わせて調査の案内の書類が届く可能性がございますので、その際はご連絡いただけると幸いです。

今後ともよろしくご依頼申し上げます。